

医療機関等経営改善・従事者処遇改善等
緊急支援事業費運営業務

プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月

岩手県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県が実施する「医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「資料2 業務仕様書」に掲げる業務について、岩手県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

(1) 業務名

医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費運営業務

(2) 委託業務内容

「資料2 業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

業務委託契約締結日から令和8年8月31日（月）まで（予定）

(4) 委託予定金額の上限

697,768千円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

- ・ 事務費 51,688千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 賃金支援 362,086千円（不課税）
- ・ 物価支援 283,994千円（不課税）

3 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。また、代表者は下記(1)～(9)、構成員は(2)～(9)の要件を満たしている者とする。

【参加資格】

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (3) 本事業の申請受付を令和8年3月13日（金）（予定）から開始することができる者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (7) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- なお、岩手県は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかについて警察本部に照会する場合があること。
- (9) 参加意思確認書の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月 5 日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (10) (9)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年 6 月 6 日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年 3 月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (11) 単独提案した参加者は、他の共同提案の構成員となることはできないこと。

4 担当部署

岩手県保健福祉部医療政策室（岩手県庁 9 階）

〒020-8570 盛岡市内丸10番 1 号

電話：019-629-5427 FAX：019-626-0837

電子メールアドレス：AD0002@pref.iwate.jp

5 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 関係書類（様式）の入手方法

プロポーザルに関する下記資料について、岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」に掲載する。

- ・ 資料 1 プロポーザル実施要領（本書）

- ・ 資料2 業務仕様書
- ・ 資料3 業務提案書作成要領
- ・ 資料4 業務提案審査要領
- ・ 岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」
(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/index.html>)
※トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 右端上「県政情報」>「入
札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

(2) 本業務及び実施要領等に関する質問の受付・回答

本業務及び実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付け回答する。

ア 受付期間

令和8年1月30日(金)午後5時まで

イ 受付場所

「4 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、令和8年2月3日(火)までに、電子メールにて質問者宛て回答するとともに、岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」に掲載する。

(3) 参加申込書類の提出

参加者は、参加申込書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ・ 【様式1-2】プロポーザル参加申込書
- ・ 【様式1-3】会社概要及び過去の主な受注等実績(※パンフレット等でも可)

なお、複数の者による共同提案の場合は、構成員全員分の上記書類を提出するとともに、代表者及び構成員の役割分担についての資料(様式任意)を提出すること。

イ 提出期限

令和8年2月4日(水)〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、提出期限までの平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年2月6日（金）までに電子メールにより通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った業務提案を無効とすることがある。
- ・ 参加資格の要件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合や、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- ・ 参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める審査会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(4) 参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和8年2月9日（月）〔必着〕

イ 提出先及び提出方法

「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

ウ 回答

岩手県は、説明を求められたときは、令和8年2月10日（火）までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(5) 業務提案書等の提出

参加者は、「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる書類

イ 提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時必着

ウ 提出先及び提出方法

「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、提出期限までの平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、封筒表に「プロポーザル提案書在中」の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 参加者 1 者につき 1 提案とする。
- ・ 一度提出した業務提案書等は、これを書換え、引換え、撤回又は再提出することを認めない。

(6) 業務提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

(7) プロポーザルへの不参加

ア 参加申込書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、本業務に係るプロポーザルに参加しない場合は、「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める審査会の開催日の前日までに、あらかじめ「4 担当部署」まで電話で連絡の上、「様式 1－4 プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送により提出すること（必着のこと。）。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、岩手県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料 4 業務提案審査要領」に基づき、企画提案審査会において行う。

なお、業務提案等の内容が 2 (4) の委託予定金額の上限を超えた場合は、審査の対象とならないものとする。

(2) 審査会の開催

ア 開催期日（予定）

令和 8 年 2 月 13 日（金）（別途通知）

イ 開催場所（予定）

岩手県庁舎（別途通知）

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による審査会の場でのプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ・ パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡の上、機

材を持参すること。

- ・ 審査の順番については、業務提案書等の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・ プレゼンテーションを実施せず、書面のみによる審査とする場合がある。その際には、事前に書面で通知する。

(3) 受託候補者の決定

「資料4 業務提案審査要領」のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、県と受託候補者が協議の上、決定する。

(4) 契約結果の公表

岩手県は、契約結果について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

8 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が岩手県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著

- 作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。
- (2) プロポーザル参加に要する経費について
プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) プロポーザルの中止等について
プロポーザルの実施を中止又は延期した場合の経費は、全て参加者が負担するものとする。

【参考】 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① プロポーザル実施要領等の公表 | 1 月 27 日 (火) |
| ② 質問票の提出期限 | 1 月 30 日 (金) |
| ③ 質問に対する回答 | 2 月 3 日 (火) まで |
| ④ 参加申込書等提出期限 | 2 月 4 日 (水) 必着 |
| ⑤ 参加資格確認結果通知 | 2 月 6 日 (金) まで |
| ⑥ 業務提案書等提出期限 | 2 月 10 日 (火) 必着 |
| ⑦ 審査会（プレゼンテーション） | 2 月 13 日 (金) |
| ⑧ 結果通知 | 2 月 16 日 (月) |
| ⑨ 契約締結 | 3 月上旬 |

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。